

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 9月 30日
【発行者の名称】	ヒメジ理化株式会社（HIMEJI RIKA CO., LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 赤錆 充
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市夢前町杉之内17番地
【電話番号】	079-336-3221(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理本部長 大槻 真
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ヒメジ理化株式会社 https://www.himejirika.co.jp/ir/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第57期(中間)	第58期(中間)	第59期(中間)	第57期	第58期
決算年月	2024年6月	2025年6月	2026年6月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	8,346,797	7,036,601	8,131,471	16,973,210	14,486,900
経常利益又は経常損失(△) (千円)	562,780	△737,038	418,447	998,258	△930,676
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益金額又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失金額(△) (千円)	318,715	△584,086	3,859,841	536,086	△779,223
中間包括利益金額又は包括利益金額 (千円)	318,998	△585,654	3,861,538	548,170	△767,542
純資産額 (千円)	5,385,593	5,036,136	8,701,341	5,615,275	4,839,803
総資産額 (千円)	34,101,403	39,177,906	40,856,191	34,095,121	38,807,113
1株当たり純資産額 (円)	679.14	635.04	1,097.27	708.05	610.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	¹ (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間(当期)純損失金額(△) (円)	40.19	△73.66	486.74	67.60	△98.26
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.8	12.9	21.3	16.5	12.5
自己資本利益率 (%)	6.1	—	57.0	10.0	—
株価収益率 (倍)	—	—	1.6	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	1.5	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	999,318	1,999,395	7,050,897	2,112,565	2,645,861
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△4,105,147	△5,701,728	△1,837,435	△8,568,134	△8,086,537
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,017,411	5,570,224	△4,389,634	8,504,993	5,153,151
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	6,017,341	5,997,773	4,710,873	4,157,135	3,859,728
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	815 (—)	885 (—)	871 (—)	856 (—)	865 (—)

- (注) 1. 当社は2024年10月15日付けで、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
2. 第57期、第57期(中間)及び第59期(中間)の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第58期及び第58期(中間)の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第57期及び第57期(中間)の株価収益率については当社株式の上場が2025年2月5日であるため記載しておりません。また、第58期及び第58期(中間)については、親会社株主に帰属する中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 第57期(中間)、第58期、第58期(中間)及び第59期(中間)の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

- ５．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および関連会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間において、定款の変更により新たに電気事業法に基づく特定送配電事業を事業目的に追加しておりますが、当該事業については2026年６月30日現在、事業を開始しておりません。

３ 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、あぶくまグリーン水素合同会社に出資したことにより、同社を持分法適用の範囲に含めております。

４ 【従業員の状況】

（１）連結会社の状況

2026年６月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
石英ガラス	719
ヒーター・ランプ・装置	120
全社(共通)	32
合計	871

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

２．全社(共通)は、管理本部の従業員であります。

（２）発行者の状況

2026年６月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
653	37.7	8.1	5,463

セグメントの名称	従業員数(名)
石英ガラス	551
ヒーター・ランプ・装置	52
全社(共通)	32
合計	635

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

２．全社(共通)は、管理本部の従業員であります。

３．従業員数には他社からの出向者数が含まれております。

（３）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日)におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や企業収益の底堅い推移を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。個人消費については、賃上げの広がりや雇用環境の改善により持ち直しの動きが見られた一方、物価上昇による実質購買力への影響から、回復ペースは限定的なものとなりました。企業活動においては、設備投資や生産性向上に向けたデジタル化、省人化投資が継続し、経済活動の正常化が進展した一方で、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、人件費の上昇などによるコスト負担が継続しており、価格転嫁や収益力向上への対応が引き続き重要な課題となりました。

このような環境のもと、当社グループが関係する半導体関連市場では、生成AIの普及拡大やデータセンター向け投資の増加を背景として、AI向け半導体、高性能ロジック半導体および、メモリー製品に対する需要が堅調に推移しました。また、中長期的な成長期待を背景とした設備投資も継続しており、関連企業を取り巻く事業環境は概ね良好に推移しました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は8,131百万円（前年同期比15.6%増）、営業利益は451百万円（前年同期は営業損失451百万円）、経常利益は418百万円（前年同期は経常損失737百万円）、親会社株主に帰属する中間純利益は3,859百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失584百万円）となり、売上高・各段階利益ともに前年同期を上回りました。

なお、原材料価格の高止まりや海外市場の不確実性など、事業環境には依然として留意すべき要因が存在することから、当社グループは、供給網の安定化や、製品競争力の強化に継続して取り組み、中長期的な収益基盤のさらなる強化に努めてまいります。

報告セグメント別の経営成績に関する説明は次の通りであります。

(石英ガラス事業)

当該事業の主な製品は、半導体製造プロセス向け石英ガラス製品で、各種半導体製造装置の主要部材として使用されております。半導体製造装置市場では、AI関連製品を中心に設備投資が継続しており、需要は堅調に推移しております。この影響を受け、当該事業の受注は増加し、売上高は6,662百万円（前年同期比14.5%増）、営業利益は933百万円（前年同期比78.0%増）となりました。

(ヒーター・ランプ・装置事業)

当該事業の主な製品は、半導体製造プロセスにおける薬液、ガス等の昇温加熱用ヒーターや樹脂硬化用ランプとなります。装置に関しましては超音波洗浄装置を中心としながら、近年需要の高い産業用加工設備なども手掛け、自社製品を搭載したユニット製品の設計、製造をおこなっております。装置事業につきましては、期初の立ち上がりが見えなかったことから、売上高は低調な水準にとどまりました。一方で、半導体製造装置市場の堅調な需要環境を背景に、ランプ事業では半導体メーカー向け需要が回復し、民生用ランプも引き続き好調に推移しました。その結果、売上高は1,477百万円（前年同期比21.5%増）、営業利益は147百万円（前年同期は営業損失2百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日)における現金及び現金同等物の期末残高は4,710百万円（前中間連結会計年度は5,997百万円）となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは7,050百万円（前年同期は1,999百万円）となりました。主な資金増加要因は、税金等調整前中間純利益5,807百万円、補助金の受取額4,744百万円、減価償却費1,011百万円によるものであります。主な資金減少要因は、補助金収入5,390百万円、棚卸資産の増加371百万円、利息の支払額202百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは△1,837百万円（前年同期は△5,701百万円）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出1,340百万円、保険積立金の積立による支出300百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは△4,389百万円（前年同期は5,570百万円）となりました。これは主に短期借入れによる収入450百万円、長期借入れによる収入600百万円に対し、短期借入金の返済による支出4,232百万円、長期借入金の返済による支出1,177百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
石英ガラス	5,315,994	112.1
ヒーター・ランプ・装置	1,111,828	107.1
合計	6,427,823	111.2

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 金額は、総製造費用によっております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
石英ガラス	9,644,829	191.7	6,416,343	154.1
ヒーター・ランプ・装置	1,917,027	137.0	1,688,723	191.5
合計	11,561,857	179.8	8,105,067	160.6

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
石英ガラス	6,662,818	114.5
ヒーター・ランプ・装置	1,468,652	120.8
合計	8,131,471	115.6

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ株式会社	2,212,864	31.4	2,512,009	30.9

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PROMarketの上場維持の前提となる担当 J-Adviser との契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社グループがJ-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社グループが同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

〈J-Adviser 契約上の義務〉

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

〈J-Adviser 契約解除に関する条項〉

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
- 甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるため

に、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

〈J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項〉

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

（低炭素水素の製造・供給事業に関する合弁契約）

当社は、2026年6月29日付で株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー（以下「YHC」という。）との間で、「福島ハブにおける低炭素水素の製造・供給事業に関する合弁契約書」を締結し、同年6月30日付で、低炭素水素の製造及び供給を目的とするあぶくまグリーン水素合同会社を設立しております。

同社に対する出資比率は、YHCが51%、当社が49%であり、当社の設立時出資額は9,800千円です。また、本合弁事業の進捗に応じ、当社は設立時出資額を含め総額370,000千円を上限として出資を行うこととしております。

本合弁事業は、水素社会推進法に基づく「価格差に着目した支援制度」を前提として、福島県田村市及び福島県双葉郡浪江町において、再生可能エネルギー等を活用した水の電気分解により低炭素水素を製造し、当社田村工場及び当社グループ会社を含む福島県内の需要家等へ供給するものです。

当社、YHC及び株式会社巴商会が取り組む本プロジェクトについては、2026年3月27日付で、水素社会推進法に基づく価格差に着目した支援制度の対象として経済産業省より認定を受けております。認定計画における助成期間中の低炭素水素の年間供給量は1,177トン、実施期間は2028年4月から2055年3月までとなっております。

本合弁事業は、田村セグメント及び福島セグメントの2段階で実施する計画であり、田村セグメントは2028年4月、福島セグメントは2030年4月からそれぞれ商業運転及び低炭素水素の供給を開始する予定です。価格差支援制度による助成対象期間は各セグメントの供給開始から15年間であり、その後も10年間にわたり低炭素水素の供給を継続する計画となっております。

当社は、本合弁事業を通じて、当社田村工場等における製造工程で使用する水素の安定的な調達を図るとともに、福島県内における低炭素水素サプライチェーンの構築に取り組んでまいります。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、顧客に信頼される「製品」を開発することに加え、地球の環境に配慮した製品を開発すべく研究を日々積み重ねております。また、今後もエレクトロニクス市場における関連機器等に設備投資の増加が期待できることから、引き続きこれらの分野におきましては新製品を開発すべく鋭意努力をしております。

研究開発体制は、当社の技術開発課で効果的かつ迅速的に活動を推進しております。

当中間連結会計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は33,318千円、内訳は石英ガラス事業で30,551千円、ヒーター・ランプ・装置事業で2,767千円であります。

各事業における研究開発活動の内容は次のとおりであります。

石英ガラス事業

(1) 半導体業界向けヒーター

半導体製造装置の高精度化・高効率化に伴い、当社の得意とする石英加工技術を活かした特殊な形状のヒーターの開発を実施しております。石英ガラス加工とヒーター・ランプの開発を一括で行える当社の強みを生かした研究開発となっております。本研究開発活動は石英ガラス事業とヒーター・ランプ・装置事業の共同開発活動になります。

(2) 石英材料及び加工に関する基礎研究

石英ガラスの材料特性及び加工特性に関する基礎研究を行い、加工中の熱応力による破損の低減ならびに火加工技能の標準化・平準化に取り組んでおります。

(3) 高純度・高精度石英製品の製造技術

先端半導体製造プロセスに使用される、高純度かつ高精度な半導体製造装置用石英製品の製造技術に関する研究開発を行っております。

(4) グリーンガラス製品

福島県内におけるグリーンガラス製造を核とした分散水素供給・利用システム技術開発に取り組んでおります。再生可能エネルギーを利用したグリーン水素製造と、製造した水素を石英ガラス加工に利用する実証実験を行っており、地域での水素利活用モデル構築に貢献し、水素エネルギー分野での事業拡大を目指しております。

ヒーター・ランプ・装置事業

(1) 半導体業界向けヒーター

半導体製造装置の高精度化・高効率化に伴い、当社の得意とする石英加工技術を活かした特殊な形状のヒーターの開発を実施しております。石英ガラス加工とヒーター・ランプの開発を一括で行える当社の強みを生かした研究開発となっております。本研究開発活動は石英ガラス事業とヒーター・ランプ・装置事業の共同開発活動になります。

(2) 設備開発

半導体製造装置向けの石英ガラス製品を開発する設備およびランプ・ヒーター製品を開発する設備の研究開発を行っております。

「高輝度キセノンランプ」と「その他(分析・計測装置向けのランプ)」については、当中間連結会計期間において研究開発活動は実施しておらず、研究開発費はありません。

なお、前連結会計年度まで実施していた研究開発活動は終了しております。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間に重要な変更はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,000,000	22,070,000	7,930,000	7,930,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	30,000,000	22,070,000	7,930,000	7,930,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年1月1日 ～ 2026年6月30日	—	7,930,000	—	60,000	—	30,974

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社赤錆コーポレーション (注)	兵庫県姫路市夢前町杉之内268番地1	7,929,900	99.99
株式会社正光	兵庫県姫路市夢前町前之庄1390	100	0.01
計	—	7,930,000	100.00

(注) 株式会社赤錆コーポレーションは代表取締役社長赤錆 充の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,930,000	79,300	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,930,000	—	—
総株主の議決権	—	79,300	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2026年1月から2026年6月については、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表日後、本発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第 6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、OAG監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,369,566	5,391,778
受取手形及び売掛金	※1 2,434,706	※1 2,867,333
電子記録債権	※1 1,138,781	※1 789,079
商品及び製品	420,465	372,231
仕掛品	851,526	1,960,616
原材料及び貯蔵品	5,404,192	4,715,120
未収還付消費税等	783,064	—
その他	247,458	937,415
貸倒引当金	△33,880	△29,491
流動資産合計	15,615,883	17,004,085
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,228,269	17,245,014
減価償却累計額	△3,235,677	△3,636,734
建物及び構築物(純額)	13,992,591	13,608,280
機械装置及び運搬具	9,441,242	9,500,388
減価償却累計額	△4,658,352	△5,192,677
機械装置及び運搬具(純額)	4,782,890	4,307,711
土地	2,455,725	2,456,059
建設仮勘定	1,542,204	2,779,220
その他	743,821	759,763
減価償却累計額	△444,637	△489,525
その他(純額)	299,184	270,238
有形固定資産合計	23,072,596	23,421,510
無形固定資産		
のれん	2,905	968
ソフトウェア	53,360	47,483
ソフトウェア仮勘定	—	23,166
その他	6,719	6,447
無形固定資産合計	62,985	78,065
投資その他の資産		
投資有価証券	7,675	13,569
繰延税金資産	5,699	7,299
その他	44,344	333,732
貸倒引当金	△2,071	△2,071
投資その他の資産合計	55,647	352,531
固定資産合計	23,191,229	23,852,106
資産合計	38,807,113	40,856,191

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	581,419	669,556
短期借入金	※2、※4 13,134,583	※2、※4 9,351,664
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	※4 2,584,948	※4 3,084,078
未払金	430,891	442,684
未払法人税等	1,720	51,785
賞与引当金	223,863	322,530
その他	923,226	1,319,114
流動負債合計	17,890,651	15,251,412
固定負債		
社債	30,000	25,000
長期借入金	※3、※4 14,204,968	※3、※4 13,128,181
繰延税金負債	721,454	2,619,206
役員退職慰労引当金	120,593	144,704
退職給付に係る負債	516,831	521,914
資産除去債務	319,804	323,412
その他	163,006	141,018
固定負債合計	16,076,658	16,903,437
負債合計	33,967,309	32,154,850
純資産の部		
株主資本		
資本金	60,000	60,000
資本剰余金	15,535	15,535
利益剰余金	4,737,619	8,597,460
株主資本合計	4,813,155	8,672,996
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,821	8,039
退職給付に係る調整累計額	22,826	20,305
その他の包括利益累計額合計	26,648	28,345
純資産合計	4,839,803	8,701,341
負債純資産合計	38,807,113	40,856,191

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	7,036,601	8,131,471
売上原価	6,294,567	6,586,383
売上総利益	742,033	1,545,088
販売費及び一般管理費	※1 1,193,857	※1 1,093,881
営業利益又は営業損失 (△)	△451,823	451,206
営業外収益		
受取利息	1,708	2,231
受取配当金	226	240
為替差益	—	14,917
補助金収入	21,798	81,680
利子補給金	16,236	22,853
その他	61,012	46,332
営業外収益合計	100,982	168,254
営業外費用		
支払利息	145,104	200,492
支払手数料	49,429	—
為替差損	34,783	—
デリバティブ評価損	143,517	—
その他	13,361	521
営業外費用合計	386,196	201,014
経常利益又は経常損失 (△)	△737,038	418,447
特別利益		
固定資産売却益	45,296	336
固定資産税還付金	—	81,394
補助金収入	※2 —	※2 5,308,539
特別利益合計	45,296	5,390,271
特別損失		
固定資産除売却損	2,078	440
減損損失	4,956	774
特別損失合計	7,035	1,214
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間 純損失 (△)	△698,777	5,807,503
法人税、住民税及び事業税	1,157	51,856
法人税等調整額	△115,662	1,895,806
法人税等合計	△114,505	1,947,662
中間純利益又は中間純損失 (△)	△584,272	3,859,841
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)	△185	—
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主 に帰属する中間純損失 (△)	△584,086	3,859,841

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△584, 272	3, 859, 841
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△189	4, 218
退職給付に係る調整累計額	△1, 193	△2, 521
その他の包括利益合計	△1, 382	1, 697
中間包括利益	△585, 654	3, 861, 538
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△585, 469	3, 861, 538
非支配株主に係る中間包括利益	△185	—

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間 純損失 (△)	△698,777	5,807,503
減価償却費	827,516	1,011,745
減損損失	4,956	774
のれん償却額	1,936	1,936
賞与引当金の増減額 (△は減少)	17,327	98,667
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	14,008	5,082
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△9,508	△4,389
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	11,144	24,111
補助金収入	△21,798	△5,390,219
利子補給金	△16,236	△22,853
受取利息及び受取配当金	△1,934	△2,471
固定資産税還付金	△9,091	△81,394
支払利息	145,104	200,492
支払手数料	49,429	—
デリバティブ評価損益 (△は益)	143,517	—
固定資産売却損益 (△は益)	△45,296	△336
固定資産除却損	2,258	440
売上債権の増減額 (△は増加)	1,362,973	△82,925
棚卸資産の増減額 (△は増加)	259,121	△371,783
仕入債務の増減額 (△は減少)	△79,703	88,136
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△175,771	224,344
未払金の増減額 (△は減少)	△182,954	△5,944
未収還付消費税の増減額 (△は増加)	△15,798	767,389
その他	668,719	135,207
小計	2,251,146	2,403,514
利息及び配当金の受取額	2,115	2,387
利息の支払額	△136,456	△202,236
補助金の受取額	22,716	4,744,202
利子補給金の受取額	17,153	23,425
固定資産税還付金の受取額	9,091	81,394
法人税等の支払額	△166,370	△1,791
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,999,395	7,050,897

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△222,210	△246,067
定期預金の払戻による収入	253,857	75,000
有形固定資産の取得による支出	△6,027,889	△1,340,867
有形固定資産の売却による収入	320,367	137
無形固定資産の取得による支出	△3,510	△3,406
保険積立金の積立による支出	—	△300,000
長期前払費用の取得による支出	△6,666	△6,342
貸付けによる支出	△14,000	△20,000
貸付金の回収による収入	120	11,826
関係会社出資金の払込による支出	—	△9,800
その他	△1,797	2,084
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,701,728	△1,837,435
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	5,653,685	450,000
短期借入金の返済による支出	△1,170,000	△4,232,919
長期借入れによる収入	2,289,000	600,000
長期借入金の返済による支出	△1,164,757	△1,177,657
社債の償還による支出	△5,000	△5,000
リース債務の返済による支出	△24,774	△24,058
配当金の支払額	△7,930	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,570,224	△4,389,634
現金及び現金同等物に係る換算差額	△27,253	27,317
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,840,637	851,144
現金及び現金同等物の期首残高	4,157,135	3,859,728
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 5,997,773	※1 4,710,873

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間より、あぶくまグリーン水素合同会社に出資したことにより、同社を持分法適用の範囲に含めております。

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1 中間連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の前連結会計年度末日満期手形等が前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
受取手形	1,226千円	一千円
電子記録債権	128,445 〃	— 〃

- ※2 シンジケート方式によるコミットメントライン契約及び当座貸越契約

①当社は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、当中間連結会計期間は取引金融機関9行とシンジケート方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
コミットメントライン契約の総額	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	3,500,000 〃	3,500,000 〃
差引額	1,500,000千円	1,500,000千円

②当社及び連結子会社(株式会社横浜石英及び株式会社ヒメジ理化イノテック)は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、当中間連結会計期間は取引金融機関6行と契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
当座貸越契約	6,380,000千円	6,380,000千円
借入実行残高	5,730,000 〃	5,500,000 〃
差引額	650,000千円	880,000千円

- ※3 実行可能期間付タームローン契約等

当社は、設備投資資金等の支払のため、当中間連結会計期間は取引金融機関8行と実行可能期間付タームローン契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計年度 (2026年6月30日)
実行可能期間付タームローンの総額	1,999,000千円	1,999,000千円
借入実行残高	— 〃	600,000 〃
差引額	1,999,000千円	1,399,000千円

- ※4 財務制限条項

(1) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)のうち1,598,626千円(2023年9月27日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

① 各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2023年12月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2024年12月に終了する決算期とする。

② 各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を

計上しないこと。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2024年12月に終了する決算期及びその直前の2023年12月に終了する決算期とする。

③ 借入人の各年度の決算期に係るEBITDA有利子負債倍率を10以下にそれぞれ維持すること。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2023年12月に終了する決算期とする。

- (2) 上記※2①のシンジケート方式によるコミットメントライン契約(2024年11月26日付)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

① 各年度の末日における報告書等(計算書類を含む)の、借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前に終了した事業年度または2023年12月に終了する決算期末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持すること。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2024年12月に終了する決算期とする。

② 各年度の末日における報告書等(計算書類を含む)の借入人の単体の損益計算書における経常損益を2期連続損失としないこと。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2024年12月に終了する決算期とする。

- (3) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)のうち621,600千円(2018年12月28日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

① 各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年12月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

② 各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

- (4) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)のうち4,093,600千円(2024年1月26日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

① 各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2023年12月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2024年12月に終了する決算期とする。

② 各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2024年12月に終了する決算期及びその直前の2023年12月に終了する決算期とする。

③ 各年度の決算期に係るEBITDA有利子負債倍率を10以下にそれぞれ維持すること。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2023年12月に終了する決算期とする。

- (5) 上記※3の実行可能期間付タームローン契約1,999,000千円(2025年6月25日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

① 各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年12月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2025年12月に終了する決算期とする。

② 各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2026年12月に終了する決算期及びその直前の2025年12月に終了する決算期とする。

③ 各年度の決算期に係るEBITDA有利子負債倍率を10以下にそれぞれ維持することを確約する。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2025年12月に終了する決算期とする。

- (6) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)のうち2,873,700千円(2025年3月26日付シンジケートローン契約 株式会社横浜石炭)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

① 借入人は、借入人の各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2025年12月に終了する決算期及びその直前の2024年12月に終了する決算期とする。

② 保証人(ヒメジ理化株式会社、以下同様)は、保証人の各年度の決算期の末日における保証人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年12月に終了する決算期の末日

における保証人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。本②の遵守の対象となる最初の決算期は、2025年12月に終了する決算期とする。

③ 保証人は、保証人の各年度の決算期に係る保証人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。本③の遵守の対象となる最初の決算期は、2025年12月に終了する決算期及びその直前の2024年12月に終了する決算期とする

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月1日 至 2026年 6月30日)
荷造運送費	59,397千円	105,630千円
役員報酬	112,718 "	100,925 "
給与手当	290,386 "	294,921 "
減価償却費	107,264 "	96,510 "
賞与引当金繰入	33,782 "	43,140 "
退職給付費用	10,203 "	7,826 "
役員退職慰労引当金繰入額	11,144 "	12,698 "

※2 補助金収入

前中間連結会計期間 (自 2025年 1月1日 至 2025年 6月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2026年 1月1日 至 2026年 6月30日)

補助金収入は、当社グループが田村工場を新設したことに伴う「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス等立地支援事業)」及び、白河工場を新設したことに伴う「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」等によるものであります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1月1日 至 2025年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1月1日 至 2026年 6月30日)
現金及び預金	6,512,520千円	5,391,778千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△514,747 "	△680,905 "
現金及び現金同等物	5,997,773千円	4,710,873千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2025年 1月1日 至 2025年 6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	7,930	1	2024年12月31日	2025年3月31日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

前中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結財務 諸表計上額 (注)2
	石英ガラス事 業	ヒーター・ラ ンプ・装置事 業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,821,142	1,215,458	7,036,601	—	7,036,601
セグメント間の内部 売上高又は振替高	142	80	223	△223	—
計	5,821,284	1,215,539	7,036,824	△223	7,036,601
セグメント損益	524,203	△2,848	521,355	△973,179	△451,823

(注) 1.セグメント利益の調整額△973,179千円には、各セグメントに配分していない全社費用979,396千円、固定資産未実現損益の消去6,217千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結財務 諸表計上額 (注)2
	石英ガラス事 業	ヒーター・ラ ンプ・装置事 業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,662,818	1,468,652	8,131,471	—	8,131,471
セグメント間の内部 売上高又は振替高	36	8,565	8,601	△8,601	—
計	6,662,854	1,477,218	8,140,073	△8,601	8,131,471
セグメント損益	933,225	147,460	1,080,686	△629,479	451,206

(注) 1.セグメント利益の調整額△629,479千円には、各セグメントに配分していない全社費用638,723千円、固定資産未実現損益の消去9,194千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度末(2025年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借 入金を含む)	16,789,916	16,466,290	△323,625

当中間連結会計期間末(2026年6月30日)

長期借入金が企業集団の事業の運営において重要なものとなっております。

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	16,212,259	16,081,113	△131,146

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	石英ガラス事業	ヒーター・ラン プ・ 装置事業	計	
日本	5,088,530	1,108,168	6,196,699	6,196,699
アジア	582,873	102,152	685,025	685,025
その他	149,738	5,138	154,876	154,876
顧客との契約から生じる収益	5,821,142	1,215,458	7,036,601	7,036,601
外部顧客への売上高	5,821,142	1,215,458	7,036,601	7,036,601

当中間連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	石英ガラス事業	ヒーター・ラン プ・ 装置事業	計	
日本	5,373,632	1,392,719	6,766,351	6,766,351
アジア	740,869	72,117	812,987	812,987
その他	548,316	3,816	552,132	552,132
顧客との契約から生じる収益	6,662,818	1,468,652	8,131,471	8,131,471
外部顧客への売上高	6,662,818	1,468,652	8,131,471	8,131,471

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失 金額(△)千円	△73.66円	486.74円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額又は 親会社株主に帰属する中間純損失金額(△)千円	△584,086	3,859,841
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額 又は親会社株主に帰属する中間純損失金額(△)千円	△584,086	3,859,841
普通株式の期中平均株式数(株)	7,930,000	7,930,000

(注) 1. 当中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(海外子会社の設立について)

当社は、2026年9月15日開催の定時取締役会において、米国に当社100%出資の子会社を設立することを決議いたしました。なお、当該子会社の資本金が当社の資本金の額の100分の10以上であるため、当該子会社は当社の特定子会社に該当いたします。

(1)海外子会社設立の目的

当社グループは、半導体製造装置向け石英ガラス製品を中心に事業を展開しており、北米および欧州市場における営業活動及び顧客対応の強化を進めております。今後、北米および欧州における顧客との関係強化、市場開発及び情報収集を継続的かつ機動的に行うためには、現地に事業基盤を構築することが有効であると判断いたしました。

このため、米国に新会社を設立し、日本本社と連携した営業・市場開発体制を構築することといたしました。新会社は、当面、営業、市場開発及び顧客対応を中心とした機能を担い、事業の進展に応じて段階的に体制を整備してまいります。

(2)設立する子会社の概要

- | | |
|------------|--|
| ①名称 | HIMEJI RIKA USA, INC. (予定) |
| ②所在地 | 米国カリフォルニア州 |
| ③代表者の役職・氏名 | President / CEO 増田 芳正 |
| ④事業内容 | 半導体製造市場向けを中心とした石英ガラス製品の米国、欧州、及び関係する他国における営業、市場開発、顧客対応およびこれらに付随する業務 |
| ⑤資本金 | 100,000米ドル (予定) |
| ⑥設立年月日 | 2027年1月 (予定) |
| ⑦決算期 | 12月31日 (予定) |
| ⑧出資者及び出資比率 | ヒメジ理化株式会社 100% |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 9 月 28 日

ヒメジ理化株式会社
取締役会 御中

OAG 監査法人

大阪府吹田市

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	今 井 基 喜
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	池 上 敬

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒメジ理化株式会社の 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒメジ理化株式会社及び連結子会社の 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般の公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（中間発行者情報提出会社）が別途保管しております。